

議案第 2 5 号

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年佐倉市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第２４３条の２第８項」を「第２４３条の２の２第８項」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。